

デリカカード電子マネーサービス利用規約

第1条（目的）

本規約は有限会社デリカ・ダックが運営するスーパーデリカシェフ（以下「当社」という）が発行するデリカカード電子マネーサービスのご利用について規定するものです。会員は本規約に従ってお取引いただくものとします。

第2条（定義）

本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

- （1）デリカカード電子マネーとは、当社が発行した電子マネーカードを介して、所定のサーバーに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- （2）デリカカード電子マネーサービスとは、会員が当社に対し、物品、サービス等の商品の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法により、デリカカードにチャージされた電子マネーを利用することで、当社から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- （3）デリカカード電子マネー機能とは、デリカカード電子マネーサービスを受けられる機能のことをいいます。
- （4）チャージとは、第3条に定める方法により、会員がデリカカードにデリカカード電子マネーを加算することをいいます。
- （5）デリカカード電子マネー残高とは、会員が利用可能なデリカカード電子マネーの金額をいいます。

第3条（チャージ）

会員は、当社所定の場所、方法にてデリカカードに1,000円単位で繰り返しチャージできるものとします。1回当たりチャージ額は1,000円以上49,000円までとし、1枚のデリカカードに対して最大100,000円までチャージできるものとします。また、上記金額に加えて、次のとおりカードに金額を付与できるものとします（以下付与する金額を「プレミアム」という）。プレミアムは1枚のデリカカードに対して最大10,000円とします。プレミアムは当社のキャンペーン等で会員のチャージ金額等に応じて当社が付与する場合があります。

第4条（デリカカード電子マネーサービスの利用）

- （1）会員は、当社でデリカカード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができるものとします。ただし、商品券その他の金券類、当社が別途定める一部商品について、利用が制限される場合があります。
- （2）電子マネー残高から商品購入または提供金額の合計を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- （3）会員は、当社において、商品の購入または提供を受ける場合、当社の定める方法により、現金その他の支払方法とデリカカード電子マネーでの支払いを併用することができるものとします。デリカカード電子マネーの残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社の定める方法により支払うものとします。

(4) 会員は、デリカカード電子マネーサービスを利用した場合には交付するレシート等に印字して表示されるデリカカード電子マネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一、誤りがある場合には、その場で当社に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は当該デリカカード電子マネー残高について誤りがないと了承したものとします。

第5条（デリカカード電子マネー残高）

デリカカード電子マネー残高はデリカカード電子マネーサービス利用時のレシート、チャージ機、当社ホームページ、本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問合せにて照会できるものとします。ただし、照会に要する費用（電話料金及びインターネット利用料金）は会員のご負担となります。

第6条（デリカカード電子マネー残高の有効期限、利用資格喪失後の残高取り扱い）

(1) 会員は、最後にデリカカード電子マネーサービスを利用した日、または最後にチャージした日から2年後をもって自動的にデリカカード電子マネーサービスの利用ができなくなります。デリカカード電子マネーの残高の有無によらず無効となり、残高の払い戻しはありません。

(2) 最後にデリカカード電子マネーを利用した日、および最後にチャージした日は当社ホームページ、本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問合せにて確認ができるものとします。ただし照会に要する費用（電話料金およびインターネット利用料金）は会員のご負担となります。

第7条（デリカカード電子マネーの移行）

会員は、当社が認めた場合を除き、デリカカード電子マネーの残高を他のデリカカード電子マネーに移行させることはできないものとします。

第8条（換金等不可）

第12条の場合を除きデリカカード電子マネー残高の換金または現金の払い戻しはできません。

第9条（デリカカードの破損、汚損、磁気不良時の再発行に伴うデリカカード電子マネー残高の取り扱い）

当社所定の方法で照会された電子マネー残高を再発行されたデリカカードに引き継ぎ手続きをおこないます。この場合、会員は当社が定める所定の手数料をお支払いいただくものとします。

第10条（デリカカードの紛失、盗難）

(1) 会員はデリカカードの紛失、盗難があった場合は遅滞なく速やかに当社に届け出るものとします。当社は届出に基づいて速やかにデリカカードの利用停止措置を完了することとします。

(2) デリカカードの再発行は利用停止措置となったカードの情報を照会して電子マネー残高を引き継ぎますが、利用停止措置が実行されるまでに生じた一切の損害については、万一第三者に使用された場合であっても当社は一切の責任を負わないものとします。

(3) 会員が紛失、盗難に気付くことなく、当社に届出をしないままカードの使用期限を過ぎてしまった場合も当社は一切の責任を負わないものとします。

第11条 (当社との紛議)

(1) 会員がデリカカード電子マネーサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品、瑕疵、欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員と当社との間で解決するものとします。

(2) 前項の場合においても、会員は当社に対しデリカカード電子マネーの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

第12条 (デリカカード電子マネーサービスの終了)

(1) 当社は次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、デリカカード電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。

① 社会情勢の変化

② 法令の改廃

③ その他、当社をやむをえない都合による場合

(2) 前項の場合、法令に基づき会員は当社の定める方法により、デリカカード電子マネー残高に相当する現金の払い戻しを当社にもとめることができるものとします。ただし、前項の通知を行ってから2年経過した場合には、会員は当該払い戻し請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

デリカカードポイントサービス利用規約

第1条 (目的)

本規約は、有限会社デリカ・ダックが運営するスーパーデリカシェフ（以下「当社」という）が発行するデリカカードのポイントサービスのご利用について規定するものです。会員は本規約に従ってお取引いただくものとします。

第2条 (ポイントサービスおよびお買い物特典)

(1) 当社および当社のテナントでの買い物の際に、デリカカードを精算前にレジ係にご提示いただき、当社担当者がレジに会員情報（カードNo）を読み込ませることによって当該お買い物情報が会員情報と紐づけされることによって当該お買い物金額に応じてポイントが付与加算されるものです。ポイントは税抜き200円のお買い物に対して1ポイント付与加算されます。

(2) 当社のデリカカードポイントサービスはデリカカード電子マネーサービス以外の方法でキャッシュレス決済については適用できません。また、京都市指定資源ゴミ袋、京都市指定ゴミ袋、各種商品券、金券、クーポン券での商品ご購入、ポイント使用のお買い物は適用外となります。

(3) デリカカードに蓄積されるポイントは、いつでも1ポイント=1円として、ポイント支払いでお買い物精算の際にご利用できます。ただし、現金との交換はできません。

(4) 当社はポイント付与の基準について1か月前に店頭と当社ホームページで告知することによって変更することができるものとします。会員は、当該告知後1か月を経過してデリカカードを使用する際はポイント付与基準変更内容を承諾したものとみなします。

第3条 (ポイントの有効期限)

ポイントの有効期限は2年間です。会員が最後にチャージまたはお買い物をした日から2年経過した場合累積ポイントは失効します。当社は会員の事由の如何にかかわらず失効したポイントについて一切の責任を負わないものとします。

第4条 (ポイントの合算)

会員は当社が認めた場合を除き、デリカポイントカードの残高を他のデリカポイントカードに合算することはできないものとします。

第5条 (デリカポイントカードの破損、汚損、磁気不良時の再発行によるポイントの取り扱い)

当社が認めてデリカポイントカードが再発行された場合、当社所定の方法で照会されたポイントは再発行されたデリカポイントカードに引き継がれるものとします。この場合、会員は電子マネー機能付きデリカポイントカードの再発行手数料200円を支払うものとします。

第6条 (デリカポイントカードの紛失、盗難等)

(1) 紛失、盗難等によりデリカカードが再発行された場合、当社によるデリカカードの利用停止措置が完了した時点のポイントを引き継ぎするものとします。その間に、カードなしで買い物された実績がレシート等で確認できる場合であってもポイント加算はできないものとします。

(2) 会員がデリカカードを紛失、盗難したことを当社に届出し、当社がカードの利用停止措置を行った場合においても、紛失、盗難から当社が届出を受理し、利用停止措置が完了するまでの一定期間において、第三者に不正利用された事実が発覚したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

(3) 会員が紛失、盗難を当社に届出したあとに再発行を申し出なかった場合、最後にデリカカードにチャージ、またはポイント加算された日から2年経過後にポイントは失効します。当社は有効期限を過ぎたデリカカードの残高、ポイント残高について一切の責任を負わないものとします。

第7条 (デリカカードポイントサービスの終了)

(!) 当社は次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、デリカカードポイントサービスを全面的に終了することができるものとします。

① 社会情勢の変化

② 法令の改廃

③ その他、当社のやむをえない都合による場合

(2) 前項の場合、貯められたポイントは失効します。

【デリカカード（電子マネー機能付きポイントカード）ご相談窓口】

デリカカードに関するお問い合わせ、登録情報に関する個人情報に関するお問い合わせ、ご質問またはご相談等は下記までご連絡ください。

有限会社デリカ・ダック

〒615-8072

京都市西京区桂木ノ下町1-80

スーパーデリカシェフ

☎075-394-6644

平日9時～17時（年始を除く）

デリカカード（電子マネー機能付きポイントカード）利用規約

本規約は有限会社デリカ・ダックが運営するスーパーデリカシェフ（以下「当社」という）が発行するデリカカードに関する基本的事項を規定したものである。

第1条（定義）本規約における用語は以下の通り定義するものとする。

- （1）会員とは、本規約の内容を承認のうえ、所定の手続きを経て入会を申し込まれ、当社が入会を承認してデリカカードの発行を受けた個人のお客様をいいます。
- （2）デリカカードとは、電子マネーを管理および利用するため、またポイントサービスを受けるためのカードで、本規約末尾に記載されているデリカカードマークを付したカードをいいます。
- （3）デリカカードサービスとは会員が店舗内レジにおいて事前にデリカカードの提示をすることによって受けることのできるデリカカード電子マネーサービスおよびデリカカードポイントサービスをいいます。

第2条（デリカカードの発行）

- （1）デリカカードは店舗各レジにおいて発行いたします。
- （2）デリカカード発行に際して、会員は事前に当社所定の申込用紙にすべての必要事項をご記入いただきます。
- （3）新規カード発行手数料として300円（税込）を支払うものとします。
- （4）当社は理由の如何を問わず、支払われた手数料はお返ししません。
- （5）紛失、盗難、毀損、磁気不良等により再発行が必要となった場合は手数料として200円（税込）を支払うものとします。

第3条（届出事項の変更）

住所、氏名、電話番号等に変更が生じた場合は速やかに当社に届出してください。

第4条（個人情報の管理・利用）

当社は会員から申込時にご提供いただいた個人情報について、当社の個人情報保護方針に基づく必要な保護措置を講じて管理いたします。また、会員へのサービスの提供とサービス機能の強化を図ることを前提として、個人情報及びカード利用履歴を必要に応じて検索する場合があります。（下記に記載）

- （1）会員からの各種問い合わせへの対応
- （2）紛失、盗難等によるデリカカードの利用停止及び再発行での本人確認等への対応
- （3）カードを含む拾得物のご連絡
- （4）国の機関または地方公共団体が法令に定める業務を遂行することに協力する場合

(5) 会員のサービス利用状況の確認、分析など個人を特定しない資料の作成

(6) システム全体の安全性の確保、および不適切な利用を防止する目的等で、デリカカードの利用状況についての調査、および情報収集

第5条（デリカカードの利用ができない場合）

会員は、次のいずれかにおいては、その期間において、デリカカードの利用ができない事をあらかじめ承諾するものとします。

(1) 当社がデリカカードを提供するシステムに故障が生じた場合、及びシステム保守管理等のためにシステムの一部または全部を休止する場合

(2) 当社がデリカカードを提供するシステムに通信障害、停電、機器の故障やその他の事由により使用不能に陥った場合

(3) その他、やむをえない事由が生じた場合

第6条（業務委託）

当社は、デリカカードに関する業務を円滑に行うために、その一部または全部を第三者に委託することがあります。

第7条（反社会的勢力の排除）

(1) 会員は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(2) 当社は、会員が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告することなく、利用を停止することができ、当該残高は失効するものとします。また、当社はこれにより被った損失、損害、費用等の損害賠償を請求できるものとします。

第8条（通知の到達）

当社が会員に対して通知を行うにあたり、郵便等の方法による場合は、当社は会員から届けられた住所に宛て通知を送付すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第9条（不正使用等の禁止）

会員はデリカカードの偽造、変造、改ざん、その他不正な方法による使用をすることはできません。会員が本規約に違反された場合、当社はその会員に対しデリカカードサービスを終了できるものとします。

第10条（当社との紛議）

会員がデリカカードサービスを利用して購入または提供を受けたサービス、商品について瑕疵、返品、欠陥等の取引上の問題が発生した場合には会員と当社との間で問題解決するものとします。

第11条（規約の変更）

- (1) 当社は当社規定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約、デリカカード電子マネー利用規約、デリカカードポイントカード規約を変更することができるものとします。なお、当該告知後、会員がデリカカードを使用した場合には、当社は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
- (2) 前項の告知がなされた後、会員がデリカカードを使用することなく1か月が経過した場合には、当社は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第12条（電子マネー残高およびポイント残高の取り扱い）

各利用規約に別段の定めがある売位を除き、デリカカードを盗難、紛失された場合の電子マネー残高およびポイント残高の取り扱いについては、再発行後のデリカカードに引き継ぐことでのみ対応し、換金または現金の払い戻しはできないものとします。

第13条（免責事項）

- (1) 第5条に定める理由およびその他の理由により、会員がデリカカードサービスを利用することができないことで、当該の会員に生じた損害等について、当社はその責を負わないものとします。（当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。ただし、逸失利益について当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします）
- (2) 第2条に定める入会申込書もしくは登録フォームへの必要事項のご記入、または登録を行わず、会員情報に誤りまたは入力不足があったことにより、盗難、紛失等による再発行後のデリカカードにカード再発行前のデリカカード電子マネー残高あるいはポイント残高を引き継ぎできなかったとしても、当社はその責任を負わないものとします。

第14条（合意管轄裁判所）

会員はデリカカードサービスに関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

第15条（退会）

会員が退会する場合は、当社にデリカカードを返却し退会届にご記入のうえご提出ください。退会された場合、デリカカード残高およびポイント残高はすべて失効します。

デリカ電子マネー付きポイントカードに付されるデリカカードロゴマーク

